

空き家バンク登録（新規・変更）申込書

多久市長 横尾 俊彦 様

申込者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号（ ） ー

このことについて、多久市空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、別紙空き家バンク登録カード（様式第2号）記載内容のとおり空き家バンクへ登録を申し込みます。

また、登録に当たり担当職員が当該家屋・土地の現況等を調査することに同意します。

注1）別紙空き家バンク登録カード（様式第2号）は、黒枠内を詳しく記入してください。

注2）市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。所有者等と利用希望者間で行う物件の売買、賃貸借等に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。契約に関する問題等については、責任をもって所有者等と利用希望者の当事者間で解決をお願いします。

注3）契約交渉に当たっては、トラブル防止のため宅地建物取引業法の資格を有する宅地建物取引業者への相談をお勧めします。なお、宅地建物取引業者へ仲介を依頼する場合は、法律で定められた仲介手数料が必要となります。

注4）宅地建物取引業者の方は、登録を申し込むことはできません。

注5）多久市個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき、申込みされた物件情報以外の個人情報、利用希望者への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。